



日清食品ホールディングス

第68期

定時株主総会 招集ご通知

開催情報

日時

平成28年6月28日(火曜日)
午前10時00分

場所

ホテルニューオータニ大阪
2階「鳳凰の間」

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

取締役8名選任の件

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

第4号議案

社外取締役の報酬額
改定の件

第5号議案

当社株式の大規模買付
行為に関する対応策
(買収防衛策)更新の件

ご来場の際は、本書と議決権行使書用紙を
ご持参ください。

目次

招集ご通知 1

第68期定時株主総会招集ご通知

添付書類 事業報告 4

連結計算書類 20

計算書類 23

監査報告書 26

株主総会参考書類 30

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 社外取締役の報酬額改定の件
- 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する
対応策(買収防衛策)更新の件

株主各位

証券コード 2897
平成28年6月6日

大阪市淀川区西中島四丁目1番1号

 **日清食品ホールディングス株式会社**

代表取締役社長・CEO 安藤宏基

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

第68期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびの熊本地震により被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を心からお祈り申し上げます。

さて、当社第68期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）又は電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年6月27日（月曜日）午後5時40分までに次頁の議決権行使の方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	平成28年6月28日（火曜日）午前10時
2 場 所	大阪市中央区城見一丁目4番1号 ホテルニューオータニ大阪2階「鳳凰の間」
3 会 議 の 目的事項	報告事項 1. 第68期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第68期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件 第4号議案 社外取締役の報酬額改定の件 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件
4 招集に あたっての 決定事項	代理人による議決権行使 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理人の方は、代理権を証明する書面と委任されました株主様の確認書面（例えば、同封の議決権行使書用紙）を株主総会当日、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使の方法

〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**平成28年6月27日（月曜日）午後5時40分**までに到着するようご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（<http://www.it-soukai.com/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、**平成28年6月27日（月曜日）午後5時40分**までに議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。

また、当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加いたしております。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。受付開始時刻は、午前9時を予定しております。
- 資源節約のため、本定時株主総会招集ご通知を株主総会当日、ご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「株式会社の新株予約権等に関する事項」、「会社の体制及び方針」、「会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://nissin.com/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載いたしておりません。したがって、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類又は計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://nissin.com/>）に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

1 インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」にてログインしていただき、画面の案内にしたがってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際に「パスワード」を変更していただく必要があります。

<http://www.it-soukai.com/>

- (2) 行使期限は平成28年6月27日（月曜日）午後5時40分までであり、同時刻までにご入力を終えていただく必要があります。お早めの行使をお願い申し上げます。
- (3) 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効としたします。
- (4) 「パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）」は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）

- ・「パスワード」は、行使される方がご本人であることを確認する手段です。なお、「パスワード」を当社よりお尋ねすることはございません。
- ・「パスワード」は一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ・「議決権行使ウェブサイト」は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2 お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

- (1) 「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-768-524**（平日 9:00~21:00）
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-288-324**（平日 9:00~17:00）

以 上

（ご参考）

機関投資家の皆様につきましては、株式会社「CJ」が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事業報告 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の我が国経済は、雇用・所得環境は改善しながらも、個人消費で停滞感がみられる等、足踏み状態が持続しております。また、中国を始めとするアジア新興国や資源国の景気の下振れにより、我が国の景気が下押しされるリスクも存在し、先行きの不透明な経営環境が続いております。

このような状況の中、当社グループでは前期に実施した国内の商品価格の改定後、ターゲットに応じた確かな商品開発とマーケティングにより、効果的な新商品の投入や商品リニューアルを行い、価格の浸透とブランド価値の向上に努めてまいりました。

「食の安全・安心」につきましては、経営の最重要課題と位置づけており、より一層の品質管理体制の強化に取り組んでおります。

さらに、成長性の高い新興国を中心にグローバル戦略を推進するとともに、グループとしてシナジー効果の最大化を目指し、さまざまな経営環境にも即応できる強固な企業基盤の構築に取り組んでおります。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高では前期比8.5%増の4,680億84百万円となりました。利益面では、営業利益は前期比8.6%増の263億99百万円、経常利益は前期比6.8%減の307億33百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比45.3%増の268億84百万円となりました。

(当連結会計年度の報告セグメント別の売上高状況)

報告セグメント				セグメント別売上高 (百万円)	前期比 (%)
日	清	食	品	223,612	+3.6
明	星	食	品	41,609	+6.2
低	温	事	業	59,810	+5.6
米	州	地	域	48,280	+35.1
中	国	地	域	40,883	+18.5
そ	の		他	53,888	+8.3
合			計	468,084	+8.5

報告セグメント別の業績の状況は、次のとおりです。

①日清食品

日清食品(株)の販売状況は、カップめん類が売上を伸ばし前期比で増収となりました。

カップめん類では、「具材充実!!」をコンセプトに平成27年4月にリニューアルした「**カップヌードル**」群の売上が好調であったことに加え、新たに発売したカロリーを“ライト”にして、野菜と食物繊維を“プラス”した「**カップヌードルライトプラス**」も売上増に貢献しました。また、平成27年末から展開したWEBプロモーションで“10分どん兵衛”等が話題になり、若者を中心に品質が再認識された「**日清のどん兵衛**」群の売上が好調でした。袋めん類では、ごまラー油に炒りごまを加えリニューアルしたロングセラー商品「**出前一丁**」が売上を伸ばしました。

この結果、報告セグメントにおける日清食品の売上高は、前期比3.6%増の2,236億12百万円となりました。

②明星食品

明星食品(株)の販売状況は、袋めん類では、「**明星 チャルメラ**」シリーズが売上を伸ばしました。カップめん類では、平成27年2月に発売20周年を迎えた「**明星 一平ちゃん 夜店の焼そば**」シリーズの売上が堅調に推移しました。

この結果、報告セグメントにおける明星食品の売上高は、前期比6.2%増の416億9百万円となりました。

③低温事業

日清食品チルド(株)の販売状況は、主力ブランドの「**行列のできる店のラーメン**」を中心としたラーメン群が大きく売上を伸ばしました。焼そば群では、食べごたえのある太麺と濃厚な液体ソースが特徴の「**日清の太麺焼そば**」が順調に推移しました。更に、夏の定番商品である冷し中華群の好調もあり、前期比で増収となりました。

日清食品冷凍(株)の販売状況は、具付きパスタ類、具付きラーメン類を中心に売上が伸長しました。具付きパスタ類では、もちっとした食感が特長の「**日清もちっと生パスタ**」群が好調で、具付きラーメン類では、「**辣椒担々麺**」をはじめとする「**冷凍 日清具多**」シリーズが順調に推移し、「**冷凍 日清中華汁なし担々麺大盛り**」は前期比180%と大幅に伸びました。また、焼そば類では「**冷凍 日清中華 上海焼そば**」が売上増に貢献しました。

この結果、報告セグメントにおける低温事業の売上高は、前期比5.6%増の598億10百万円となりました。

④米州地域

米州地域におきましては、米国及びメキシコで、価格競争の影響を受けにくい企業体質への改善を目指しております。米国では、市場のニーズに合った高付加価値商品の投入及び既存ブランドの売上と利益の確保に取り組んでおります。メキシコでは、前期において税制改正による小売価格上昇等の影響で販売数量が落ち込みましたが、今期は回復し売上が前期を上回りました。また、第3四半期連結会計期間より連結子会社化したニッシンフーズブラジルLtda. (旧社名 ニッシン・アジノモト アリメントスLtda.) の寄与もあり、セグメント全体では増収となりました。

この結果、報告セグメントにおける米州地域の売上高は前期比35.1%増の482億80百万円となりました。

⑤中国地域

中国地域は、中国大陸市場での販売エリア拡大（華北・東北・西南地区）と中国版カップヌードル「合味道」のブランド強化に取り組んでおります。また、平成27年9月から華南地区を中心に価格改定を実施し、その浸透にも努めております。売上につきましては、新しく導入した「合味道BIG」及び「香港製造出前一丁」の販売も順調に推移しており、前期比で増収となりました。

この結果、報告セグメントにおける中国地域の売上高は前期比18.5%増の408億83百万円となりました。

⑥その他

その他の報告セグメントにおける売上高は、日清シスコ(株)の「ごろっとグラノーラ」シリーズや日清ヨーク(株)の「十勝のむヨーグルト」及び「ピルクル」の販売が順調に推移し、売上高は前期比8.3%増の538億88百万円となりました。

(2) 重要な設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資は、明星食品における工場の新設、中国地域での商品供給体制の増強に対応した新工場建設、日清食品での生産対応工事や生産能力増強を目的とした新ラインの立ち上げ及び新製法対応工事等を中心に実施しました。その結果、当社グループの設備投資の総額は、327億85百万円となりました。なお、これらに要した資金は、主に自己資金をもって充当しました。

(3) 対処すべき課題

今後の日本経済の見通しにつきましては、引き続き雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあり、緩やかな回復に向かうことが期待されております。しかし、消費者マインドや企業の景況感の下振れ、また海外経済の不確実性の高まり等懸念材料もあり、先行きは不透明な環境が予想されます。

このような環境の中、当社グループは、平成29年3月期からの5カ年を対象とする「中期経営計画2020」に基づき、「本業で稼ぐ力」と「資本市場での価値」の向上を徹底してまいります。

「食の安全・安心」につきましては、経営の最重要課題と位置づけており、より一層の品質管理体制の強化に取り組むとともに、グローバル食品安全研究所に平成27年8月に新設しました「究理棟」において、食の安全にかかわる最先端の研究を行ってまいります。

「CSR活動」につきましては、国連WFP協会（特定非営利活動法人 国際連合世界食糧計画WFP協会）への協力、平成20年からの50年間で合計100の社会貢献活動を行う「百福士プロジェクト」及びスポーツ支援活動等を推進し、これからも信頼される企業グループ作りに取り組んでまいります。

また、東京証券取引所に上場する会社を対象に適用が開始された「コーポレートガバナンス・コード」につきましては、本コードを適切に実行し、コーポレートガバナンスを意識した経営を行うことで、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分		第65期 平成25年3月期	第66期 平成26年3月期	第67期 平成27年3月期	第68期(当連結会計年度) 平成28年3月期	
売上高	(百万円)	382,793	417,620	431,575	468,084	
経常利益	(百万円)	30,964	34,840	32,980	30,733	
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	18,855	19,268	18,505	26,884	
総資産	(百万円)	446,132	479,469	512,743	553,068	
純資産	(百万円)	315,026	342,300	369,852	371,688	
1株 当たり	当期純利益	(円)	171.12	174.83	167.88	245.52
	純資産	(円)	2,782.25	3,018.82	3,282.02	3,332.94

(注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数に基づき、また「1株当たり純資産」は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」は、発行済株式総数から自己株式を控除して算出しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況（平成28年3月31日現在）

①重要な親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率			主要な事業内容
		直接	間接	合計	
日清食品株式会社	5,000百万円	100%	－	100%	即席めんの製造販売
明星食品株式会社	3,143百万円	100%	－	100%	即席めんの製造販売
日清食品チルド株式会社	100百万円	100%	－	100%	チルド食品の製造販売
日清食品冷凍株式会社	100百万円	100%	－	100%	冷凍食品の製造販売
日清シスコ株式会社	2,600百万円	100%	－	100%	各種シリアルフーズ、菓子等の製造販売
日清ヨーク株式会社	870百万円	100%	－	100%	乳製品等の製造販売
日清食品アセットマネジメント株式会社	50百万円	100%	－	100%	不動産賃貸・管理事業
札幌日清株式会社	250百万円	－	100%	100%	即席めんの製造販売
日清化成株式会社	450百万円	－	100%	100%	容器の製造販売
日清エフ・ディ食品株式会社	100百万円	－	100%	100%	即席めん具材の製造販売
香川日清食品株式会社	100百万円	－	100%	100%	即席めん具材の製造販売
日清エンタープライズ株式会社	300百万円	－	100%	100%	運送業・倉庫業
味日本株式会社	95百万円	－	48%	48%	スープ類の製造販売
西日本明星株式会社	90百万円	－	100%	100%	即席めんの製造販売
株式会社ユニ・スター	150百万円	－	100%	100%	スープ類の製造販売
東日本明星株式会社	90百万円	－	100%	100%	即席めんの製造販売
埼玉日清食品株式会社	30百万円	－	100%	100%	チルド食品・冷凍食品の製造販売
相模フレッシュ株式会社（注1）	400百万円	－	100%	100%	チルド食品の製造販売
四国日清食品株式会社	98百万円	－	100%	100%	冷凍食品の製造販売
高松日清食品株式会社	80百万円	－	100%	100%	冷凍食品の製造販売
三重日清食品株式会社	100百万円	－	100%	100%	冷凍食品の製造販売
株式会社サークルライナーズ	50百万円	－	100%	100%	運送業・倉庫業
株式会社ニッキーフーズ	60百万円	－	100%	100%	冷凍食品の製造販売
宇治開発興業株式会社	100百万円	98%	0%	98%	ゴルフ場経営
日清ネットコム株式会社	24百万円	100%	－	100%	不動産管理・飲食店経営
ぼんち株式会社（注2）	160百万円	50%	－	50%	米菓・スナック菓子の製造販売
ニッシンフーズ (U.S.A.) Co.,Inc.	149,706千米ドル	94%	－	94%	即席めんの製造販売
明星 U.S.A., Inc.	5,000千米ドル	96%	－	96%	チルド食品の製造販売
ニッシンフーズメキシコS.A.de C.V.	215,191千メキシコペソ	100%	－	100%	即席めんの製造販売
ニッシンフーズコロンビアS.A.S.	5,748,377千コロンビアペソ	100%	－	100%	即席めんの販売

会社名	資本金	当社の出資比率			主要な事業内容
		直接	間接	合計	
ニッシンテクノロジーアリメント スブラジルLtda. (注3)	1,038,577千ブラジルレアル	100%	—	100%	食品製造に関する 技術支援の提供
ニッシンフーズブラジルLtda. (注2)	12,688千ブラジルレアル	50%	50%	100%	即席めんの製造販売
日清食品有限公司	2,030,685千香港ドル	99%	—	99%	即席めんの製造販売及び 中国における統括会社
永南食品有限公司	29,975千香港ドル	—	99%	99%	即席めん・冷凍食品の 製造販売
日清食品(香港)管理有限公司	200千香港ドル	—	99%	99%	グループ内間接業務 サポート事業
日清食品(中国)投資有限公司	1,443,797千人民元	—	99%	99%	中国事業に対する投資会社
上海日清食品有限公司	44,000千人民元	—	99%	99%	即席めんの製造販売
廣東順徳日清食品有限公司	130,000千香港ドル	—	99%	99%	即席めんの製造販売
東莞日清包装有限公司	147,000千人民元	—	99%	99%	即席めん包装資材の製造
日清湖池屋(中国・香港)有限公司	10,000千香港ドル	—	65%	65%	菓子等の販売
福建日清食品有限公司	235,000千人民元	—	99%	99%	即席めんの製造販売
珠海市金海岸永南食品有限公司	84,000千香港ドル	—	69%	69%	即席めんの製造販売
港永南食品(深圳)有限公司	11,000千香港ドル	—	99%	99%	冷凍食品の製造販売
浙江日清食品有限公司(注3)	245,000千人民元	—	99%	99%	即席めんの製造販売
日清食品(香港)有限公司(注3)	10,000千香港ドル	—	99%	99%	即席めんの販売
ニッシンフーズアジアPTE.LTD.	272,959千シンガポールドル	100%	—	100%	アジアにおける統括会社
ニッシンフーズシンガポール PTE.LTD.(注3)	20,989千シンガポールドル	—	66%	66%	即席めんの製造販売
インドニッシンフーズLTD.	2,650,000千インドルピー	—	99%	99%	即席めんの製造販売
ニッシンフーズインドIA LTD.	500千インドルピー	—	100%	100%	即席めんの販売
ニッシンフーズKft.	1,000,000千フォリント	100%	—	100%	即席めんの製造販売
ニッシンフーズGmbH	25千ユーロ	1%	99%	100%	即席めんの販売
ニッシンユルドゥズグダサナイ ベティジャーレット A.S.	99,625千トルコリラ	50%	—	50%	即席めんの製造販売
ニッシンフーズベトナムCO.,LTD.	54,330千人民元	—	100%	100%	即席めんの製造販売
ニッシンフーズ(タイランド)CO.,LTD.	2,618,672千バーツ	—	66%	66%	即席めんの製造販売

- (注) 1. 相模フレッシュ株式会社は、平成27年10月1日付で株式会社明星フレッシュから社名変更いたしました。
2. ぼんち株式会社及びニッシンフーズブラジルLtda. (旧社名 ニッシン・アジノモト アリメントスLtda.) は、従来、持分法適用会社でありましたが、株式及び持分の追加取得による子会社化に伴い、連結の範囲に含めております。
3. 当連結会計年度より、新規設立をした浙江日清食品有限公司、日清食品(香港)有限公司及びニッシンフーズシンガポールPTE.LTD.を連結の範囲に含めております。また、ニッシンテクノロジーアリメントスブラジルLtda.は重要性が増したため連結の範囲に含めております。
4. 当連結会計年度末日において、会社法施行規則第118条第4号に定める特定完全子会社はありません。
5. 平成27年10月1日付で連結子会社であった日清食品ビジネスサポート株式会社は、当社に吸収合併されたため、連結の範囲から除外しております。

(6) 重要な企業結合等の状況

当期中に重要な子会社となった会社は、次のとおりであります。

会社名	異動理由及び異動年月
ニッシンフーズブラジルLtda.	平成27年10月30日付で持分を追加取得いたしました。
ぼんち株式会社	平成28年1月29日付で株式を追加取得いたしました。

当期中に重要な子会社から除外した会社は、次のとおりであります。

会社名	異動理由及び異動年月
日清食品ビジネスサポート株式会社	平成27年10月1日付で当社が吸収合併いたしました。

(7) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

当社グループは、即席めんを主とするインスタント食品の製造及び販売を中核として、その他食品事業、物流業等周辺事業への展開を図っております。

報告セグメント	主要な商品
日清食品	チキンラーメン、カップヌードル、日清のどん兵衛、日清ラ王、日清焼そばU.F.O.等
明星食品	明星 チャルメラ、明星 一平ちゃん、明星 低糖質麺はじめ屋等
低温事業	冷凍 日清スパ王、つけ麺の達人、行列のできる店のラーメン等
米州地域	CUP NOODLES、Top Ramen、CHOW MEIN、NISSIN LAMEN等
中国地域	出前一丁、CUP NOODLES (合味道)、U.F.O.等
その他の	シリアルフーズ、菓子、飲料等

(8) 主要な拠点 (平成28年3月31日現在)

①当社の事業所

大阪本社：大阪市淀川区西中島四丁目1番1号

東京本社：東京都新宿区新宿六丁目28番1号

研究所：グローバルイノベーション研究センター（東京都）、グローバル食品安全研究所（東京都）

※登記上の本店は、大阪本社であります。主要な業務は、東京本社で行っております。

②子会社の事業所

主要な国内子会社：日清食品(株) (大阪府)、明星食品(株) (東京都)、日清食品チルド(株) (大阪府)、日清食品冷凍(株) (大阪府)、日清シスコ(株) (大阪府)、日清ヨーク(株) (東京都)、日清食品アセットマネジメント(株) (東京都)、札幌日清(株) (北海道)、日清化成(株) (滋賀県)、日清エフ・ディ食品(株) (岡山県)、香川日清食品(株) (香川県)、日清エンタープライズ(株) (大阪府)、味日本(株) (広島県)、西日本明星(株) (兵庫県)、(株)ユニ・スター (埼玉県)、東日本明星(株) (埼玉県)、埼玉日清食品(株) (埼玉県)、相模フレッシュ(株) (神奈川県)、四国日清食品(株) (香川県)、高松日清食品(株) (香川県)、三重日清食品(株) (三重県)、(株)サークルライナーズ (香川県)、(株)ニッキーフーズ (大阪府)、宇治開発興業(株) (京都府)、日清ネットコム(株) (大阪府)、ぼんち(株) (大阪府、注1)

主要な海外子会社：ニッシンフーズ (U.S.A.) Co.,Inc. (米国)、明星U.S.A.,Inc. (米国)、ニッシンフーズメキシコS.A.de C.V. (メキシコ)、ニッシンフーズコロンビアS.A.S. (コロンビア)、ニッシンテクノロジーアリメントスブラジルLtda. (ブラジル、注1)、ニッシンフーズブラジルLtda. (ブラジル、注1)、日清食品有限公司 (中国)、永南食品有限公司 (中国)、日清食品 (香港) 管理有限公司 (中国)、日清食品 (中国) 投資有限公司 (中国)、上海日清食品有限公司 (中国)、廣東順徳日清食品有限公司 (中国)、東莞日清包装有限公司 (中国)、日清湖池屋 (中国・香港) 有限公司 (中国)、福建日清食品有限公司 (中国)、珠海市金海岸永南食品有限公司 (中国)、港永南食品 (深圳) 有限公司 (中国)、浙江日清食品有限公司 (中国、注1)、日清食品 (香港) 有限公司 (中国、注1)、ニッシンフーズアジアPTE.LTD. (シンガポール)、ニッシンフーズシンガポールPTE.LTD. (シンガポール、注1)、インドニッシンフーズLTD. (インド)、ニッシンフーズインディアLTD. (インド)、ニッシンフーズKft. (ハンガリー)、ニッシンフーズGmbH (ドイツ)、ニッシンユルドゥズグダサナイベティジャーレットA.S. (トルコ)、ニッシンフーズベトナムCO.,LTD. (ベトナム)、ニッシンフーズ (タイランド) CO.,LTD. (タイ)

(注) 1. 「(5) 重要な親会社及び子会社の状況」に記載のとおり、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

2. 「(5) 重要な親会社及び子会社の状況」に記載のとおり、日清食品ビジネスサポート(株) (大阪府) を連結の範囲から除外しております。

(9) 従業員の状況 (平成28年3月31日現在)

①当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
11,200名	2,433名増加

(注) 従業員数は、就業人員数であり、臨時従業員の年間平均人員数は5,163名であります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
681名	85名増加	39.3歳	11.9年

(注) 従業員数は、就業人員数であります。

(10) 主要な借入先 (平成28年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	11,432
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,413
株式会社三井住友銀行	5,544
株式会社日本政策金融公庫	4,682
みずほ信託銀行株式会社	2,532

2 株式会社の株式に関する事項 (平成28年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 500,000,000株

(2) 発行済株式の総数 117,463,685株

(注) 発行済株式の総数には、期末に保有する自己株式9,438,151株が含まれております。

(3) 1単元の株式数 100株

(4) 株主数 51,861名

(5) 上位10名の株主の状況

株主名	持株数	持株比率
公益財団法人安藤スポーツ・食文化振興財団	79,043百株	7.32%
三菱商事株式会社	78,000百株	7.22%
伊藤忠商事株式会社	54,000百株	5.00%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	44,450百株	4.11%
株式会社安藤インターナショナル	39,455百株	3.65%
株式会社みずほ銀行	33,750百株	3.12%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	30,800百株	2.85%
株式会社三菱東京UFJ銀行	26,285百株	2.43%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	25,600百株	2.37%
小野薬品工業株式会社	24,604百株	2.28%

(注) 持株比率は、自己株式(94,381百株)を除く発行済株式の総数を分母として算出しております。

3 株式会社の会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (平成28年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
※取締役社長	安 藤 宏 基	CEO (グループ最高経営責任者、Chief Executive Officerの略記) 宇治開発興業株式会社 代表取締役社長 公益財団法人安藤スポーツ・食文化振興財団 理事長 特定非営利活動法人国際連合世界食糧計画WFP協会 会長 一般社団法人日本即席食品工業協会 理事長
※取締役副社長	中 川 晋	COO (グループ最高執行責任者、Chief Operating Officerの略記)
※専務取締役	安 藤 徳 隆	CMO (グループマーケティング責任者、Chief Marketing Officerの略記) 日清食品株式会社 代表取締役社長 公益財団法人安藤スポーツ・食文化振興財団 副理事長
常務取締役	松 尾 昭 英	明星食品株式会社 代表取締役社長
常務取締役	木 島 綱 雄	CSO (グループ経営戦略責任者、Chief Strategic Officerの略記)
取 締 役	田 中 充	CDO (グループ食品総合研究責任者、Chief Development Officerの略記) 兼 グローバルイノベーション研究センター所長
取 締 役	横 山 之 雄	CFO (グループ財務責任者、Chief Financial Officerの略記)
取 締 役	三 浦 善 功	CBO (グループ営業責任者、Chief Business Officerの略記) 日清食品株式会社 代表取締役会長
取 締 役	安 藤 清 隆	中国総代表 日清食品有限公司 社長 日清湖池屋 (中国・香港) 有限公司 董事 兼 総経理 公益財団法人安藤スポーツ・食文化振興財団 理事
取 締 役	小 林 健	三菱商事株式会社 代表取締役 社長
取 締 役	岡 藤 正 広	伊藤忠商事株式会社 代表取締役社長
取 締 役	石 倉 洋 子	独立役員
取 締 役	軽 部 征 夫	独立役員
常勤監査役	服 部 秀 樹	
常勤監査役	金 森 一 雄	独立役員
監 査 役	高 野 裕 士	独立役員、弁護士
監 査 役	向 井 千 杉	独立役員、弁護士

(注) 1. ※印は、代表取締役であります。

2. 取締役 小林健、岡藤正広、石倉洋子及び軽部征夫の四氏は、社外取締役であります。

- 常勤監査役 金森一雄、監査役 高野裕士及び向井千杉の三氏は、社外監査役であります。
- 取締役 石倉洋子及び軽部征夫、監査役 金森一雄、高野裕士及び向井千杉の五氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- 取締役 軽部征夫氏は、平成27年6月25日開催の第67期定時株主総会において取締役に選任されました。
- 監査役 向井千杉氏は、平成27年6月25日開催の第67期定時株主総会において監査役に選任されました。
- 取締役 石倉洋子氏につきましては、そのお名前が高名であるため、前記のとおり表記しておりますが、戸籍上のお名前は、栗田洋子氏であります。
- 常勤監査役 金森一雄氏は、金融機関において豊富な業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 当事業年度中に退任した役員

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
堀之内 徹	平成27年6月25日	任期満了	監査役

- 平成28年4月1日付で、以下のとおり異動がありました。

地位	氏名	新担当及び重要な兼職の状況	旧職及び重要な兼職の状況
専務取締役	安藤 徳 隆	日清食品株式会社 代表取締役社長	CMO（グループマーケティング責任者）兼 日清食品株式会社 代表取締役社長
常務取締役	木島 綱 雄	米国担当	CSO（グループ経営戦略責任者）
取締 役	田中 充	CDO（グループ食品総合研究責任者）兼 グローバルイノベーション研究センター所長 兼 グローバル食品安全研究所長	CDO（グループ食品総合研究責任者）兼 グローバルイノベーション研究センター所長
取締 役	小林 健	三菱商事株式会社 代表取締役会長	三菱商事株式会社 代表取締役 社長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	役員報酬 (百万円)	ストック・オプション (百万円)	合 計 (百万円)
取 締 役 (うち社外取締役)	13名 (4名)	533 (37)	262 -	795 (37)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (4名)	42 (34)	- -	42 (34)
合 計 (うち社外役員)	18名 (8名)	576 (71)	262 -	838 (71)

- (注) 1. 株主総会の決議による役員報酬の限度額は、取締役（使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まない。）年額700百万円以内（平成26年6月26日開催の第66期定時株主総会決議）、監査役年額60百万円以内（平成27年6月29日開催の第47期定時株主総会決議）であります。
2. 株主総会の決議による取締役への株式報酬型ストック・オプションの限度額は、年額500百万円以内であります（平成20年6月27日開催の第60期定時株主総会決議）。
3. 上記には、平成27年6月25日開催の第67期定時株主総会最終の時をもって退任した監査役1名に対する役員報酬を含んでおります。
4. 上記役員報酬には、社外役員が当社の子会社において受け取った報酬9百万円が含まれております。
5. 当社は平成20年6月27日開催の定時株主総会において役員退職慰労金制度を廃止し、それ以降引続き在任する取締役及び監査役に対して、制度廃止までの在任期間に対応するものとして退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しました。これに基づき、上記のほか、当期中に退任した監査役1名に対し5百万円の退職慰労金を支給しております。

(3) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役に対する報酬は、株主総会にて決議された総額の範囲内において、取締役の役位や役割の大きさ等に応じて支給される「基本報酬」と、中長期的に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的とした「株式報酬型ストック・オプション」で構成しております。ただし、社外取締役に対する報酬は、その職務の性格から業績への連動を排除し、役位に対して支給される「基本報酬」のみとしております。なお、その手続きにつきましては、取締役会の諮問機関であり、独立役員が過半数を占める経営諮問委員会において、その妥当性を審議・検証した後、取締役会にて決定することとしております。

また、監査役に対する報酬は、監査役の協議により決定しますが、監査という業務の性格から業績への連動を排除し、役位に対して支給される「基本報酬」のみとしております。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

社外取締役小林健氏は、三菱商事株式会社の代表取締役社長であり、社外取締役岡藤正広氏は、伊藤忠商事株式会社の代表取締役社長であります。当社グループは、両社に商品を販売し、両社から資材を購入しております。いずれの取引も定型取引であり、社外取締役個人が直接利害関係を有するものではありません。

②各社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	小林健	当事業年度開催の取締役会10回のうち8回に出席し、企業経営者としての豊富な経験に基づき、国内外の企業経営全般について、社外役員として中立かつ客観的観点から発言を行っております。
取締役	岡藤正広	当事業年度開催の取締役会10回のうち6回に出席し、企業経営者としての豊富な経験に基づき、国内外の企業経営全般について、社外役員として中立かつ客観的観点から発言を行っております。
取締役	石倉洋子	当事業年度開催の取締役会10回すべてに出席し、国際企業戦略の専門家としての豊富な経験に基づき、国内外の企業経営全般について、社外役員として中立かつ客観的観点から発言を行っております。
取締役	軽部征夫	当事業年度開催の取締役会10回のうち、取締役就任後の7回すべてに出席し、先進的な研究に関する経験や豊富な国際経験、大学学長としての経営経験に基づき、企業経営全般について、社外役員として中立かつ客観的観点から発言を行っております。
常勤監査役	金森一雄	当事業年度開催の取締役会10回及び監査役会10回のすべてに出席し、銀行勤務の経験で培った会社経営を監視、検証する視点から、取締役会、監査役会で積極的な発言を行っております。

区分	氏名	主な活動状況
監査役	高野裕士	当事業年度開催の取締役会10回及び監査役会10回のすべてに出席し、主に法律の専門家としての見地から、取締役会、監査役会で積極的な発言を行っております。
監査役	向井千杉	当事業年度開催の取締役会10回及び監査役会10回のうち、監査役に就任後の取締役会7回及び監査役会7回のすべてに出席し、主に法律の専門家としての見地から、取締役会、監査役会で積極的な発言を行っております。

③ 社外役員との責任限定契約の内容の概要

当社は、平成18年6月29日開催の第58期定時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役（常勤監査役金森一雄氏を除く。）との責任限定契約の規定を設けております。責任限定契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

イ. 社外取締役との責任限定契約

当社は、社外取締役が当社の取締役として本契約締結後、会社法第423条第1項の規定により、その任務を怠り、当社に損害を与えた場合において、社外取締役がその職務を行うにつき、善意であり、かつ、重大な過失がなかったときは、金12百万円又は会社法第425条第1項が規定する最低責任限度額のいずれか高い額を上限として、当社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、当社は、社外取締役を免責するものとする。

ロ. 社外監査役との責任限定契約

当社は、社外監査役が当社の監査役として本契約締結後、会社法第423条第1項の規定により、その任務を怠り、当社に損害を与えた場合において、社外監査役がその職務を行うにつき、善意であり、かつ、重大な過失がなかったときは、金10百万円又は会社法第425条第1項が規定する最低責任限度額のいずれか高い額を上限として、当社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、当社は、社外監査役を免責するものとする。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額

53百万円

② 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

101百万円

(注) 1. 当社及び当社の連結子会社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①、②の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて、必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について、同意することが相当であると判断いたしました。

(3) 連結子会社の監査の状況

当社の連結子会社のうち、海外子会社等の一部につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者も含む。）の監査を受けております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である国際財務報告基準(IFRS)への移行等に係る助言業務を委託し対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、会計監査人が、会社法、公認会計士法等の法令に違反、抵触した場合、又は、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合、監査役会は、その事実に基づき、当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が相当と判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(6) 会計監査人との責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結しておりません。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、常にグループ収益力の強化に努め、企業価値の向上と株主の皆様に対する適切な利益還元を最重要経営課題と認識し、連結業績や今後の資金需要を勘案しながら、継続的かつ安定的な利益還元を行っていくことを基本方針としております。

また、内部留保した資金の用途につきましては、更なる企業価値の向上を図るための設備投資、研究開発投資、M&A等の資金需要に備えるとともに、余資につきましては、リスクを勘案しながら、効率的に運用してまいります。

上記方針に基づき、今後の株主配当につきましては、連結配当性向40%を目標として、努めてまいります。

- (注) 1. 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。
ただし、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産及び百分率につきましては、表示単位未満を四捨五入して表示しております。
2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	190,923
現金及び預金	87,110
受取手形及び売掛金	61,391
有価証券	3,804
商品及び製品	12,444
原材料及び貯蔵品	14,724
繰延税金資産	5,657
その他	6,138
貸倒引当金	△347
固定資産	362,145
有形固定資産	168,886
建物及び構築物	52,867
機械装置及び運搬具	44,885
工具、器具及び備品	3,818
土地	52,694
リース資産	1,003
建設仮勘定	12,071
その他	1,544
無形固定資産	42,290
のれん	28,549
その他	13,740
投資その他の資産	150,968
投資有価証券	145,246
出資金	783
長期貸付金	1,235
繰延税金資産	792
退職給付に係る資産	202
その他	3,082
貸倒引当金	△374
資産合計	553,068

科目	金額
負債の部	
流動負債	130,885
支払手形及び買掛金	51,324
短期借入金	18,457
未払金	31,301
リース債務	188
未払法人税等	7,262
その他	22,351
固定負債	50,494
長期借入金	13,041
リース債務	456
資産除去債務	55
繰延税金負債	24,021
再評価に係る繰延税金負債	2,081
退職給付に係る負債	7,987
その他	2,850
負債合計	181,380
純資産の部	
株主資本	331,267
資本金	25,122
資本剰余金	48,177
利益剰余金	293,803
自己株式	△35,836
その他の包括利益累計額	28,774
その他有価証券評価差額金	43,172
繰延ヘッジ損益	△261
土地再評価差額金	△6,379
為替換算調整勘定	△4,576
退職給付に係る調整累計額	△3,178
新株予約権	1,859
非支配株主持分	9,786
純資産合計	371,688
負債純資産合計	553,068

連結損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目		金額	
売上	468,084		
売上	260,496		
売上総利益	207,587		
販売費及び一般管理費	181,188		
営業利益	26,399		
営業外収益			
受取利息	932		
受取配当金	1,411		
有価証券売却益	802		
持分法による投資利益	2,781		
その他	875		6,803
営業外費用			
支為替	343		
投資事業組	1,384		
合	394		
運	348		2,470
用			
経常利益	30,733		
特別利益			
固定資産売却益	228		
投資有価証券売却益	5,128		
段階取得のれん発生益	6,640		
その他	206		
	608		12,811
特別損失			
固定資産売却損	35		
固定資産廃棄損	358		
減損損失	1,093		
関係会社出資金評価損	628		
貸倒損	734		
出資金売却損	1,316		
退職給付会計に係る原則法変更時差異	736		
その他	1,663		6,566
税金等調整前当期純利益	36,978		
法人税、住民税及び事業税	11,211		
法人税等調整額	△1,120		10,091
当期純利益	26,887		
非支配株主に帰属する当期純利益	2		
親会社株主に帰属する当期純利益	26,884		

連結株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年4月1日期首残高	25,122	48,417	273,319	△21,684	325,175
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△8,267		△8,267
親会社株主に帰属する当期純利益			26,884		26,884
自己株式の取得				△14,180	△14,180
自己株式の処分		4		28	33
土地再評価差額金の取崩			686		686
連結範囲の変動			22		22
連結子会社の決算期変更に伴う増減			1,157		1,157
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△244			△244
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	△239	20,483	△14,151	6,091
平成28年3月31日期末残高	25,122	48,177	293,803	△35,836	331,267

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
平成27年4月1日期首残高	35,102	57	△5,739	6,016	1,169	36,608	1,518	6,551	369,852
連結会計年度中の変動額									
剰余金の配当									△8,267
親会社株主に帰属する当期純利益									26,884
自己株式の取得									△14,180
自己株式の処分									33
土地再評価差額金の取崩									686
連結範囲の変動									22
連結子会社の決算期変更に伴う増減									1,157
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動									△244
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	8,069	△319	△640	△10,593	△4,348	△7,833	341	3,235	△4,255
連結会計年度中の変動額合計	8,069	△319	△640	△10,593	△4,348	△7,833	341	3,235	1,836
平成28年3月31日期末残高	43,172	△261	△6,379	△4,576	△3,178	28,774	1,859	9,786	371,688

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	76,768
流動資産	
現金及び預金	41,157
売掛金	24,972
有価証券	3,400
材料及び貯蔵品	2,357
前払費用	258
繰延税金資産	658
短期貸付金	195
未収入金	587
未収還付法人税等	619
その他	2,607
貸倒引当金	△46
固定資産	328,921
有形固定資産	18,031
建物	7,552
構築物	712
機械及び装置	465
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	1,091
土地	7,676
リース資産	33
建設仮勘定	499
無形固定資産	5,231
商標権	2
ソフトウェア	4,683
その他	545
投資その他の資産	305,657
投資有価証券	106,604
関係会社株式	163,441
関係会社出資金	34,746
その他	867
貸倒引当金	△1
資産合計	405,689

科目	金額
負債の部	132,070
流動負債	
支払手形	169
買掛金	32,355
短期借入金	15,000
リース負債	16
未払金	4,343
未払費用	1,469
前受収益	77,187
その他	114
固定負債	17,495
リース債務	20
繰延税金負債	14,476
再評価に係る繰延税金負債	519
退職給付引当金	245
その他	2,233
負債合計	149,565
純資産の部	219,282
株主資本	
資本金	25,122
資本剰余金	48,376
資本準備金	48,370
その他資本剰余金	5
利益剰余金	181,620
利益準備金	6,280
その他利益剰余金	175,339
土地圧縮積立金	2,572
設備改善積立金	200
海外市場開発積立金	200
商品開発積立金	300
別途積立金	160,300
繰越利益剰余金	11,767
自己株式	△35,836
評価・換算差額等	34,981
その他有価証券評価差額金	41,738
繰延ヘッジ損益	△261
土地再評価差額金	△6,495
新株予約権	1,859
純資産合計	256,123
負債純資産合計	405,689

損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		
経営サポート料収入	16,933	
関係会社受取配当金収入	9,369	
その他の売上高	11,665	37,968
売上原価		10,877
売上総利益		27,090
販売費及び一般管理費		18,922
営業利益		8,167
営業外収益		
受取利息	110	
有価証券利息	6	
受取配当金	1,328	
有価証券売却益	802	
その他	162	2,410
営業外費用		
支払利息	54	
為替差損	1,166	
投資事業組合運用損	394	
その他	30	1,644
経常利益		8,933
特別利益		
固定資産売却益	184	
投資有価証券売却益	4,685	
その他	141	5,012
特別損失		
固定資産廃棄損	7	
関係会社株式評価損	2,827	
関係会社出資金評価損	628	
その他	286	3,749
税引前当期純利益		10,196
法人税、住民税及び事業税	1,924	
法人税等調整額	△114	1,809
当期純利益		8,386

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金					
				土地圧縮積立金	設備改善積立金	海外開立金	商品開発積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
平成27年4月1日期首残高	25,122	48,370	0	6,280	2,509	200	200	300	160,300	11,027
事業年度中の変動額										
剰余金の配当										△8,267
当期純利益										8,386
自己株式の取得										
自己株式の処分			4							
土地再評価差額金の取崩										683
税率変更による積立金の調整額					62					△62
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	4	-	62	-	-	-	-	739
平成28年3月31日期末残高	25,122	48,370	5	6,280	2,572	200	200	300	160,300	11,767

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成27年4月1日期首残高	△21,684	232,627	33,216	57	△5,836	27,436	1,518	261,582
事業年度中の変動額								
剰余金の配当		△8,267						△8,267
当期純利益		8,386						8,386
自己株式の取得	△14,180	△14,180						△14,180
自己株式の処分	28	33						33
土地再評価差額金の取崩		683						683
税率変更による積立金の調整額		-						-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		-	8,522	△319	△658	7,544	341	7,886
事業年度中の変動額合計	△14,151	△13,344	8,522	△319	△658	7,544	341	△5,458
平成28年3月31日期末残高	△35,836	219,282	41,738	△261	△6,495	34,981	1,859	256,123

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

日清食品ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高橋 勝 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 坂本 一朗 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小口 誠司 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日清食品ホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日清食品ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

日清食品ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高橋 勝 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 坂本 一朗 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小口 誠司 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日清食品ホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている内部統制システムについて、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月13日

日清食品ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	服部秀樹 ㊞
常勤監査役 (社外監査役)	金森一雄 ㊞
監査役 (社外監査役)	高野裕士 ㊞
監査役 (社外監査役)	向井千杉 ㊞

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、常にグループ収益力の強化に努め、企業価値の向上と株主の皆様に対する適切な利益還元を最重要経営課題と認識し、連結業績や今後の資金需要を勘案しながら、継続的かつ安定的な利益還元を行っていくことを基本方針としております。

また、内部留保いたしました資金の用途につきましては、さらなる企業価値の向上を図るための設備投資、研究開発投資、M&A等の資金需要に備えるとともに、余資につきましては、リスクを勘案しながら効率的に運用してまいります。

なお、今後の株主配当金につきましては、連結配当性向40%を目処として、努めてまいります。

当期の期末配当につきましては、以上の方針に基づき次のとおりとさせていただきますたく存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類	金銭といたします。
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金 40円 総額 4,321,021,360円 これにより、中間配当金（1株につき金40円）と合わせまして、年間配当金は1株につき金80円（連結配当性向32.6%）となります。
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	平成28年6月29日（水曜日）

第2号議案

取締役8名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役13名全員が任期満了となりますので、新任1名を含む取締役8名の選任をお願いするものであります。

当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的に、取締役会が経営の意思決定及び監督に一層注力するため、その構成を大幅に見直すことといたしました。


今回の見直しにより、経営の監督機能強化と意思決定の迅速化をより進めてまいります。



つきましては、社内出身の取締役を6名減員のうえ計3名、社外取締役を新任社外取締役候補者1名を含む計5名とし、取締役8名の選任をお諮りいたします。なお、本議案が原案どおり承認された場合、取締役のうち3名を東京証券取引所の定める独立役員とする予定であり、当社の取締役の3分の1以上が独立役員となります。


取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
1	 あんどう こうき 安藤 宏基 (昭和22年10月7日生)	昭和48年 7月 当社入社 昭和49年 5月 当社取締役海外事業部長、開発部長 昭和54年 4月 当社常務取締役営業本部長 昭和56年 6月 当社代表取締役 (現任) 専務取締役 昭和58年 7月 当社代表取締役副社長 昭和60年 6月 当社代表取締役社長 (現任) 平成19年 1月 宇治開発興業株式会社代表取締役社長 (現任) 財団法人 (現 公益財団法人) 安藤スポーツ・食文化振興財団理事長 (現任) 平成20年10月 当社代表取締役社長・CEO (グループ最高経営責任者) (現任) 平成22年 8月 特定非営利活動法人国際連合世界食糧計画WFP協会会長 (現任) 平成26年 5月 一般社団法人日本即席食品工業協会理事長 (現任)	119,298株	後記欄外 (注) 3. 参照
		重要な兼職の状況 宇治開発興業株式会社代表取締役社長 公益財団法人安藤スポーツ・食文化振興財団理事長 特定非営利活動法人国際連合世界食糧計画WFP協会会長 一般社団法人日本即席食品工業協会理事長		


候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
2	 <p>あんど う のりたか 安藤 徳隆 (昭和52年6月8日生)</p>	<p>平成16年 6月 財団法人（現 公益財団法人）安藤スポーツ・食文化振興財団常務理事 平成19年 3月 当社入社 経営企画部部長 平成20年 2月 当社執行役員経営戦略部長 平成20年 6月 当社取締役マーケティング担当 平成20年10月 当社取締役・CMO（グループマーケティング責任者） 平成22年 6月 当社専務取締役（現任）・CMO 日清食品株式会社代表取締役副社長 財団法人（現 公益財団法人）安藤スポーツ・食文化振興財団副理事長（現任） 平成23年 4月 当社専務取締役・CMO 兼 米州総代表 平成24年 4月 当社専務取締役・CSO（グループ経営戦略責任者） 兼 Regional Headquarters of Asia統括 平成26年 4月 当社専務取締役・CSO 兼 マーケティング管掌 兼 生産・資材管掌 平成26年 6月 当社代表取締役（現任）専務取締役・CSO 兼 マーケティング管掌 兼 SCM管掌 平成27年 4月 当社代表取締役専務取締役・CMO 兼 日清食品株式会社代表取締役社長（現任） 平成28年 4月 当社代表取締役専務取締役 兼 日清食品株式会社代表取締役社長</p> <p>重要な兼職の状況 日清食品株式会社代表取締役社長 公益財団法人安藤スポーツ・食文化振興財団副理事長</p>	31,999株	なし

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
3	 <p>よこやま ゆきお 横山 之雄 (昭和31年11月16日生)</p>	<p>昭和54年 4月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行 平成17年 4月 株式会社みずほ銀行渋谷支店長 平成19年 4月 同行執行役員渋谷支店長 平成20年 4月 当社入社 執行役員財務部長 平成20年10月 当社執行役員財務経理部長 日清食品アセットマネジメント株式会社 代表取締役社長 平成22年 1月 当社執行役員・CFO（グループ財務責任者） （現任） 平成22年 6月 当社取締役（現任）・CFO</p>	1,898株	なし

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
4	 <p>こばやし けん 小林 健 (昭和24年2月14日生)</p>	<p>昭和46年 7月 三菱商事株式会社入社 平成15年 4月 同社執行役員シンガポール支店長 平成16年 6月 同社執行役員プラントプロジェクト本部長 平成18年 4月 同社執行役員船舶・交通・宇宙航空事業本部長 平成19年 4月 同社常務執行役員新産業金融事業グループCEO 平成19年 6月 同社取締役常務執行役員新産業金融事業グループCEO 平成20年 6月 同社常務執行役員新産業金融事業グループCEO 平成22年 4月 同社副社長執行役員社長補佐 平成22年 6月 同社代表取締役 社長 平成23年 6月 当社取締役 (現任) 平成28年 4月 三菱商事株式会社代表取締役会長 (現任)</p> <p>重要な兼職の状況 三菱商事株式会社代表取締役会長</p>	5,108株	後記欄外 (注) 3. 参照
5	 <p>おかふじ まさひろ 岡藤 正広 (昭和24年12月12日生)</p>	<p>昭和49年 4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成14年 6月 同社執行役員 平成16年 4月 同社常務執行役員 平成16年 6月 同社常務取締役 平成18年 4月 同社専務取締役 平成21年 4月 同社取締役副社長 平成22年 4月 同社代表取締役社長 (現任) 平成23年 6月 当社取締役 (現任)</p> <p>重要な兼職の状況 伊藤忠商事株式会社代表取締役社長</p>	5,108株	後記欄外 (注) 3. 参照

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
6	 <p>いしくら ようこ 石倉 洋子 (昭和24年3月19日生)</p>	昭和60年 7月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク 日本支社マネージャー 平成12年 4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 平成16年 4月 日本郵政公社社外理事 (非常勤) 平成17年10月 日本学会議副会長 平成18年 6月 株式会社商船三井取締役 平成22年 6月 当社取締役 (現任)・独立役員 (現任) 富士通株式会社取締役 平成23年 4月 慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科 教授 平成24年 4月 一橋大学名誉教授 (現任) 平成24年 6月 ライフネット生命保険株式会社取締役 (現任) 平成26年 6月 双日株式会社取締役 (現任) 平成27年 6月 株式会社資生堂取締役 (現任)	898株	なし

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
7	 <p>かるべ いさお 軽部 征夫 (昭和17年1月27日生)</p>	昭和47年 8月 アメリカ・イリノイ大学食品科学科 (博士研究員) 昭和55年 7月 東京工業大学資源化学研究所助教授 昭和60年 2月 東京工業大学資源化学研究所教授 昭和63年 4月 東京大学先端科学技術研究センター教授 平成11年 4月 東京大学国際産学共同研究センター長 東京大学先端科学技術研究センター教授 平成13年 4月 東京大学国際産学共同研究センター教授 東京大学先端科学技術研究センター教授 平成14年 4月 東京工科大学片柳研究所教授 独立行政法人産業技術総合研究所 先端バイオエレクトロニクス研究ラボ長 平成15年 4月 東京工科大学バイオニクス学部長 平成15年 8月 独立行政法人産業技術総合研究所 バイオニクス研究センター長 平成17年 4月 東京工科大学副学長 平成20年 6月 東京工科大学学長 (現任) 平成21年 4月 独立行政法人産業技術総合研究所 連携研究体バイオ技術産業化センター 連携研究体長 平成27年 6月 当社取締役 (現任)・独立役員 (現任)	783株	なし

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
8	 <p>※ みずの まさと 水野 正人 (昭和18年5月25日生)</p>	<p>昭和41年 3月 美津濃株式会社入社 昭和53年 5月 同社取締役 昭和55年 2月 同社常務取締役 昭和58年 6月 同社代表取締役常務取締役 昭和59年 5月 同社代表取締役副社長 昭和63年 5月 同社代表取締役社長 平成18年 6月 同社代表取締役会長 平成24年10月 同社顧問 平成26年 7月 同社相談役会長 (現任)</p> <p>重要な兼職の状況 公益財団法人安藤スポーツ・食文化振興財団理事</p>	0株	なし

(注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。

2. 社外取締役候補者石倉洋子氏につきましては、そのお名前が高名であるため、前記のとおり表記しておりますが、戸籍上のお名前は、栗田洋子氏であります。

3. 各取締役候補者と当社との特別の利害関係については、次のとおりであります。

(1) 当社は、安藤宏基氏が理事長を務める公益財団法人安藤スポーツ・食文化振興財団との間において、建物の賃借、インスタントラーメン発明記念館運営の業務委託等を行っております。当社は、安藤宏基氏が代表取締役を務める宇治開発興業株式会社との間において、当社の広告宣伝業務に係る業務委託を行っております。当社は、安藤宏基氏が会長を務める特定非営利活動法人国際連合世界食糧計画WFP協会との間において、イベント協賛、寄付等を行っております。

(2) 当社は、小林健氏が代表取締役を務める三菱商事株式会社との間において、商品の販売、資材の仕入等の取引を行っております。

(3) 当社は、岡藤正広氏が代表取締役を務める伊藤忠商事株式会社との間において、商品の販売、資材の仕入等の取引を行っております。

4. 小林健、岡藤正広、石倉洋子、軽部征夫及び水野正人の五氏は、社外取締役候補者であります。

5. 各社外取締役候補者に関する特記事項は、次のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者とした理由について

① 小林健氏につきましては、社外の有識者の意見を経営に取り込む他、他社での経営手腕、実績を評価し社外取締役候補者に選任いたしました。

② 岡藤正広氏につきましては、社外の有識者の意見を経営に取り込む他、他社での経営手腕、実績を評価し社外取締役候補者に選任いたしました。

③ 石倉洋子氏につきましては、社外の有識者の意見を経営に取り込む他、国際企業戦略の専門家としての永年の経験と知見を評価し社外取締役候補者に選任いたしました。なお、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、国際政治経済、国際企業戦略等についての永年の経験を通じて企業経営に精通されており、職務を適切に遂行されるものと判断しております。

④ 軽部征夫氏につきましては、社外の有識者の意見を経営に取り込む他、先進的な研究に関する経験・知見、数々の海外研究機関との連携経験により培われた国際経験を評価し社外取締役候補者に選任いたしました。なお、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、大学の学長としての経営手腕を有されており、職務を適切に遂行されるものと判断しております。

⑤ 水野正人氏につきましては、社外の有識者の意見を経営に取り込む他、他社での経営手腕、実績を評価し社外取締役候補者に選任いたしました。

- (2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
小林健及び岡藤正広の両氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年、石倉洋子氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年、軽部征夫氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年であります。
- (3) 社外取締役候補者との責任限定契約について
平成22年6月29日付にて社外取締役石倉洋子氏との間において、平成23年6月29日付にて社外取締役小林健及び岡藤正広の両氏との間において、また、平成27年6月25日付にて社外取締役軽部征夫氏との間において、それぞれ会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その内容は、本定時株主総会招集ご通知添付書類17頁の「③社外役員との責任限定契約の内容の概要イ」に記載のとおりであります。
四氏の再任をご承認いただいた場合、当社は四氏との間の契約を継続する予定であります。
また、水野正人氏につきましては、取締役に選任された場合、平成28年6月28日付にて同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- (4) 社外取締役候補者と当社の特定関係事業者との関係について
- ①小林健氏は、現に当社の特定関係事業者である三菱商事株式会社の業務執行者であり、過去5年間に、同社の業務執行者となったことがあります。
- ②岡藤正広氏は、現に当社の特定関係事業者である伊藤忠商事株式会社の業務執行者であり、過去5年間に、同社の業務執行者となったことがあります。
6. 当社は、石倉洋子及び軽部征夫の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の再任をご承認いただいた場合、当社は引き続き両氏を独立役員として届け出る予定です。
また、水野正人氏につきましては、取締役に選任された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。

第3号議案


補欠監査役1名選任の件

補欠監査役 松宮 清隆氏の選任の効力は、本定時株主総会の開始の時までとなりますので、法令に定める監査役の数に欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、同氏につきましては、本定時株主総会における選任後、その就任前に監査役会の同意を得て、取締役会の決議により選任を取消すことができるものといたします。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
 <p>まつみや きよたか 松宮 清隆 (昭和20年12月17日生)</p>	<p>昭和53年 4月 弁護士登録 昭和56年 4月 弁護士事務所開設 平成 8年 1月 司法委員就任（現任） 平成12年 7月 民事調停委員就任（現任） 平成17年 4月 吹田市情報公開・個人情報保護審査会委員就任（現任）</p>	<p>0株</p>	<p>なし</p>

(注) 1. 松宮清隆氏は、補欠の社外監査役候補者として選任するものであります。

2. 補欠の社外監査役候補者に関する特記事項は、次のとおりであります。

(1) 補欠の社外監査役候補者とした理由について

松宮清隆氏は、法律の専門家としての見地から取締役会、監査役会で発言及びアドバイスを行っていただくべく、補欠の社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通され、企業経営を統治する十分な見識を有されており、職務を適切に遂行されるものと判断しております。

(2) 補欠の社外監査役候補者との責任限定契約について

松宮清隆氏が当社社外監査役に就任された場合には、当社と同氏の間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その内容は、本定時株主総会招集ご通知添付書類17頁の「③社外役員との責任限定契約の内容の概要口。」に記載のとおりであります。

第4号議案

社外取締役の報酬額改定の件

当社は、平成26年6月26日開催の第66期定時株主総会において、取締役の報酬額を、「年額700百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）」と改定させていただきました。

今般、当社は、第2号議案記載のとおり、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的とした、経営監督機能の一層の強化を図るため、社外取締役の増員を提案しております。

つきましては、第2号議案が承認可決されることを条件に、「年額700百万円以内（うち社外取締役100百万円以内）」と、社外取締役の報酬総額について増額させていただきたく存じます。

なお、現在の取締役は13名（うち社外取締役4名）ですが、第2号議案をご承認いただきますと、取締役は8名（うち社外取締役5名）となります。

第5号議案

当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)更新の件

当社は、当初平成19年4月23日開催の当社取締役会において、株主の皆様のご承認を条件として、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」を導入することを決議し、同年6月28日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。その後、直近では平成25年5月24日開催の当社取締役会において、株主の皆様のご承認を条件として、同対応策の更新を決議し、同年6月26日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました(以下、更新後の対応策を「旧プラン」といいます。)。旧プランの有効期限は、平成28年6月開催予定の当社定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます。))の終結の時までとなっております。

当社では、旧プランの更新後も、当社を取り巻く社会・経済情勢の変化等を勘案しつつ、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、旧プラン更新の是非を検討しました結果、平成28年5月12日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、下記のとおり、旧プランを更新(以下、更新後の対応策を「本対応策」といいます。))することを決議し、その旨を公表いたしました。

本対応策の継続を決定した当社取締役会決議にあたっては、当社監査役4名(うち3名は社外監査役)の全員が、本対応策の具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応策に賛同する旨の意見を述べております。

本議案は、本対応策の重要性に鑑み、また、本対応策の変更及び継続が、株主の皆様のご意思に基づくものであることを明らかにするため、ご出席株主の皆様のご議決権の過半数の賛成によるご承認をお願いしようとするものであります。

本対応策は、本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとし、有効期間は、本定時株主総会の終結の時から平成31年6月開催予定の平成31年3月期に関する当社定時株主総会の終結の時までといたしますが、有効期間満了までであっても、当社の株主総会又は取締役会において廃止する旨の決議が行われた場合には、当該決議の時点をもって廃止されるものといたします。

なお、本日現在、当社が特定の第三者から当社株式の大規模買付行為を行う旨の提案、打診等を受けている事実はありません。

本対応策の旧プランからの主な変更点は、以下のとおりです。

- ① 対抗措置の発動の可否等について株主意思を確認する仕組みを導入(独立委員会の勧告を最大限尊重した上で取締役会が相当と判断した場合に株主意思確認総会を招集)いたしました。
- ② 独立委員会の委員を当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役・社外監査役の中から選任することといたしました。
- ③ 当社取締役会が大規模買付者から情報提供を受けた必要情報に加えて追加的に情報提供を求める場合の期限の上限を設定いたしました。
- ④ 大規模買付行為に対する対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合に、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定していない旨を明確化いたしました。
- ⑤ その他、語句の修正、文言の整理等を行いました。

記

第1 本対応策の目的

本対応策は、公開買付け等の当社株式を対象とする大規模な買付行為が、当社の企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす場合において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるため、当該買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

第2 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて

1 中期経営計画について

当社は、創業者が掲げた「食足世平」、「食創為世」、「美健賢食」及び「食為聖職」の4つの言葉を変えることのない創業の価値観と捉え、グローバルに「食」の楽しみや喜びを提供することで、社会や地球に貢献する「EARTH FOOD CREATOR」をグループ理念とし、その体現を目指しております。

<中期経営計画2015の振り返り>

前中期経営計画「中期経営計画2015」では、「グローバルカンパニーへの推進」をテーマに、特に成長市場及び新興市場においては「拡大」を重視した積極的な海外投資を実行いたしました。

その結果、海外事業の大幅な成長を実現し、売上高目標（海外売上高を含む）及び純利益目標は達成しましたが、システム投資等グループ機能拡充のための先行投資や、規模拡大・新規参入を図った地域（アジア・EME A）における収益化の遅れを主な原因として、営業利益及び経常利益（利益率を含む）目標は未達となりました。

今後は、特に利益拡大の見込める市場に対して、当社グループの日本や中国における成功パターンを基に集中的に事業を展開していく、収益性重視の戦略にシフトしてまいります。

<中期経営計画2020の目標と目標達成に向けた戦略>

本年度からの5カ年は、「中期経営計画2020」（以下、「本中計」といいます。）に取り組んでまいります。

本中計では、「グローバルカンパニーとしての評価獲得」の要件として、「本業で稼ぐ力」と「資本市場での価値」を重視した数値目標を設定します。

		2015	2020	
		実績値 日本会計基準	(参考) (日本会計基準)	目標値 I F R S 基準
本業で 稼ぐ力	売上高	4,681億円	(6,000億円)	5,500億円
	調整後営業利益*	247億円	(400億円)	475億円
資本市場 価値	時価総額**	5,700億円		1兆円
	純利益***	269億円		330億円
	R O E	7.4%		8%以上
	調整後 E P S ****	196円	年平均成長 10%以上	330円
		配当性向は、期間平均40%以上		

* 調整後営業利益＝営業利益±退職給付会計の影響

** 時価総額＝株価×期末発行済株式数（自己株式控除後）

*** 純利益＝日本会計基準における「親会社株主に帰属する当期純利益」、IFRS基準における「親会社の所有者に帰属する純利益」

**** 調整後EPS＝調整後NOPAT**** ÷ 期中平均発行済株式数（自社株控除後）

***** 調整後NOPAT＝税引後調整後営業利益＋持分法損益＋のれん償却額（持分法に含まれるものを含む）
－非支配株主に帰属する当期純利益

上記数値目標の達成に向けては、以下5つの戦略を遂行し、収益性の追求を徹底します。

① グローバルブランディングの促進

海外の収益性向上のため、自社の強みが活かせる高付加価値商品のカップヌードルの海外展開を加速し、海外販売食数において1.5倍の成長を目指し、収益の向上につなげます。明確化したターゲット（一定の生活水準を満たした若者）に対して、デザイン・フレーバー・プロモーションの各施策でアプローチを徹底する事で、効果的かつ効率的にマーケットへの浸透を促進してまいります。

② 海外重点地域への集中

市場自体の魅力（即席めん市場規模・成長性）、当社の勝機（事業基盤の強さ及び短～中期でのカップ型商品等の高付加価値製品市場拡大可能性）の2つの観点から、B R I C s（ブラジル、ロシア、インド、中国）を重点地域として設定し、当該地域における確実な利益成長を実現します。中国では成長する収益率の高いカップヌードルの販売エリア拡大をさらに進めてまいります。インドでは都市部での袋めんの成長に加え、急増する中間富裕層に向けてカップヌードルの強化も推進してまいります。ブラジル、ロシアに関しましては、ともにNo.1シェアの確固たる基盤を活かし、高付加価値商品のカップめん市場拡大を図り、さらなるシェア獲得と利益を目指してまいります。

③ 国内収益基盤の磐石化

人口減少及び人口・消費者構成変化に影響されない事業モデルを構築すべく、マーケティングを軸とした国内市場の深耕と、省人化及び食の安全性の向上を可能にする工場高度化投資を実行し、国内即席めん事業の収益基盤をより磐石なものとしていくことで、「100年ブランドカンパニー」の実現を目指してまいります。

④ 第2の収益の柱の構築

菓子・シリアル事業を第2の収益の柱へと成長させるため、国内外での取り組みを強化します。各社のさらなるブランド成長に加え、技術シナジーによる連携強化、海外事業展開、M&Aの活用を行い、持分法適用会社である提携先も含めて売上高1,000億円規模を目指してまいります。また、低温事業・飲料事業におきましても、前中計期間までに進めてきたブランドの浸透を背景に、国内でのさらなる利益成長を目指してまいります。

⑤ グローバル経営人材の育成・強化

これまでの積極的投資によりプラットフォームの強化は進み、成長をサポートする体制を整えることができました。今後は選抜型社内大学やダイバーシティの推進、及び海外トレーニー制度の強化などによるグループ内での人材育成施策と、外部からの人材登用との両輪で経営人材を増やし、グローバル経営を加速してまいります。

<グループ理念の体現に向けたさらなる取り組み>

中期的な数値達成のための戦略遂行に加え、あらゆる食の原点である「穀物」を即席めん事業で培った技術力とマーケティング力で磨いてさらなる食の可能性を追求してまいります。

日々CreativeでUniqueな仕事に取り組み、Globalな領域で、「食」を通じて世界の人々にHappyを提供する「EARTH FOOD CREATOR」を体現していくことで、企業価値及び株主共同の利益をさらに大きなものにしていくことができるものと確信しております。

2 コーポレート・ガバナンスへの取り組みについて

当社は、安全・安心な食品を提供し、株主、消費者、従業員、取引先、地域社会・住民など、全てのステークホルダーの利益が最大化されるように事業を推進するとともに、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を経営上の最重要課題の一つとして認識し、客観性と透明性の高い経営の実現に努めています。この目的を達成するために、当社はかねてから複数の社外取締役及び社外監査役を迎え、社外の有識者の意見を積極的に経営に取り込み、経営の活性化と透明化を図るとともに、意思決定の迅速化及び経営と業務執行の分離を図るため、平成10年6月から、執行役員制度を導入しています。また、当社は昨年6月に適用開始となったコーポレートガバナンス・コードを真摯に受け止め、可能な限り対応してまいります。その具体的な取り組みとして、(1)昨年11月には指名、報酬、ガバナンスの透明性・公平性を担保する為、独立社外取締役、独立社外監査役が過半数を占める取締役会の諮問機関である「経営諮問委員会」を新設・運用を開始し、(2)本定時株主総会において、株主の皆様のご承認を頂けました際の新体制では、社内取締役を9名から3名へ大幅に削減したうえで、社外取締役を4名から5名に増加させて過半数とし（8名中5名）、独立社外取締役を2名から3名に増加させ、3分の1以上（8名中3名）を占める体制を構築し、更なる経営の透明化、監督機能の強化を図ってまいります。

さらに、監査役会設置会社として、3名の監査役により、取締役の職務執行の監視体制を強化するとともに、監査役の業務を補助するための専任のスタッフ数名の配置、監査役と連携を保ち監査効率を高める内部監査室の充実、内部統制システムの強化等を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいます。

第3 本対応策継続の必要性

当社は、当社グループが持続的な成長と中長期的な株主価値の向上を果たす戦略を掲げ、株主の皆様への期待に応える経営に邁進するためには、本施策がその完遂に必要なものであると考えております。現時点では、当社が特定の第三者から大規模買付行為（後記第5第1項において定義されます。）を行う旨の通告や連絡等を受けている事実はありません。しかしながら、不測の事態が発生する可能性は常に存在しており、企業価値の毀損や株主共同の利益の侵害といった事態が生じる恐れを完全に否定できるものではありません。

具体的には、当社グループは、マーケティング力と技術イノベーション力を強みとしておりますが、当社グループ事業について十分に理解していない大規模買付者（後記第5第1項において定義されます。）の方針や戦略によっては、マーケティングの方向性や開発体制の継続性が失われ、グループ理念である「EARTH FOOD CREATOR」等に基づき、ヒット商品を生み出してきた土台が毀損し、中長期的な企業価値の低下を招くおそれがあります。

また、当社は、大規模買付者との間にも中長期的な企業価値の向上を主題とした建設的な対話が可能であると考えており、そのための機会と十分な時間の確保は大規模買付者にとっても有意義なものと捉えています。

当社は、大規模買付者により大規模買付行為が行われる場合、これを受け入れて大規模買付行為に依拠するか否かの判断は、最終的には株主の皆様ご自身の判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社の事業及び経営の方針に直ちに大きな影響を与えうるものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。また、近時の日本の資本市場と法制度の下においては、先に述べた当社の企業価値の根幹を脅かし、当社の企業価値及び株主共同の利益に明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされるおそれも、決して否定できない状況にあります。

そこで、当社としては、大規模買付行為が行われようとする場合、大規模買付者に対して大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断する必要かつ十分な情報を提供するように求めること、大規模買付者の提案する事業及び経営の方針等が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の皆様の判断の参考に供すること、さらに、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為又は当社の事業及び経営の方針等について大規模買付者と交渉・協議を行い、あるいは当社取締役会としての事業及び経営の方針等に関する代替案を株主の皆様へ提示するというプロセスを確保するとともに、当社の企業価値及び株主共同の利

益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、株主の皆様に対する責務であると考えております。

また、株主の皆様にとっても、大規模買付者の提案に一定のルールを設け、十分な情報の提供と検討の期間を確保し、取締役会が必要な交渉を行うとともに、公正なご判断を仰ぐ仕組みを構築することは、株主共同の利益の向上のためにも必要であると考えます。

現在も金融商品取引法によって、濫用的な買収を規制する一定の対応はなされておりますが、公開買付けが開始される前における情報提供と検討時間を法的に確保することおよび市場内での買集め行為を法的に制限することがいずれもできないなど、必ずしも有効に機能しないことが考えられます。当社が中長期的な企業価値の向上を目指し、持続的な成長戦略を実施するために本施策を定めることにより、不測の事態などによる混乱や弱体化に備えることは、当社の経営資源を分散させることなく成長戦略に集中できる環境を整えるために必要であります。本施策を定めることは決して当社の取締役の保身を目的としないのみならず、取締役の責務である当社グループの企業価値・株主共同の利益の維持、向上に資するものと考えております。

以上のとおりですので、当社は、かかる見解を具体化する施策として本対応策を継続し、以下のとおり、大規模買付者が従うべき一定の情報提供等に関する手続並びに大規模買付者が当該手続を遵守しない場合又は大規模買付行為によって当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損される場合に当社がとりうる対抗措置発動の要件、手続及び内容に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を定めることといたしました。

なお、本日現在、特定の第三者からの当社株式の大規模買付行為の申入れ、打診等の事実はございません。

第4 大規模買付ルールの概要

1 大規模買付ルールの概要

大規模買付ルールは、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、大規模買付行為に先立ち、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報提供を求めるとともに、当社取締役会がこれらの大規模買付行為に関する情報を検討し、あるいは大規模買付者との協議を行い、代替案等の検討をするために必要な期間の確保を要請するものです。

大規模買付者は、当社取締役会及び後記第2項のとおり設置される独立委員会の要請に従い、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報提供を行い、かつ当社取締役会による合理的な協

議・検討のための期間が確保された場合には、当該期間経過後に大規模買付行為を開始することができます。

これに対し、当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールで定められた手続に違反し、又は大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損させるおそれがあると認められる場合には、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な対抗措置（以下、「対抗措置」といいます。）の発動を講ずることができるものとします。

2 独立委員会の設置

当社取締役会は、本対応策を適正に運用し、対抗措置の発動・不発動の是非等について当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役・社外監査役の中から選任します。独立委員の具体的な選任基準等の詳細については別紙1のとおりです。

当社取締役会は、大規模買付者から受領した情報及びその分析結果並びに当社取締役会が作成する代替案等を独立委員会に提供します。独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、これらの情報及び自ら必要と認めて入手した情報、並びに外部専門家の意見等を検討し、対抗措置の発動の是非等について、当社取締役会に対する勧告を行います。

なお、当社が本対応策更新に際して独立委員として選任した3名の氏名及び略歴については、別紙2のとおりです。

第5 大規模買付ルールの内容

1 大規模買付ルールの適用対象となる大規模買付行為及び大規模買付者

大規模買付ルールの適用対象となる大規模買付行為（以下、「大規模買付行為」といいます。）は、以下の①又は②に該当する行為とします。ただし、当社取締役会が、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものと判断して同意した行為を除きます。

- ① 当社が発行者である株券等¹について、公開買付け²に係る株券等の株券等所有割合³並びに公開買付者⁴及びその特別関係者⁵の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
- ② 当社が発行者である株券等⁶について、保有者⁷及び共同保有者⁸の株券等保有割合⁹が20%以上となる買付けその他一切の行為

なお、大規模買付行為を行う者及び大規模買付行為を行おうとする者を、以下において「大規模買付者」といいます。

-
- 1.金融商品取引法第27条の2第1項において定義されます。
 - 2.金融商品取引法第27条の2第6項において定義されます。
 - 3.金融商品取引法第27条の2第8項において定義されます。
 - 4.金融商品取引法第27条の3第2項において定義されます。
 - 5.金融商品取引法第27条の2第7項において定義されます(当社取締役会が同項所定の特別利害関係人に該当すると認めた者を含みます。)。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。
 - 6.金融商品取引法第27条の23第1項において定義されます。
 - 7.金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)を含みます。
 - 8.金融商品取引法第27条の23第5項において定義されます。なお、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。
 - 9.金融商品取引法第27条の23第4項において定義されます。

2 意向表明書の提出及び必要情報リストの交付

(1) 意向表明書の提出

当社は、大規模買付者に対して、大規模買付行為を開始するに先立ち、大規模買付者の名称、住所又は本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法(外国法人の場合)及び提案する大規模買付行為の概要を明示し、かつ以下の事項に関する法的拘束力を有する誓約文言(以下、「誓約文言」といいます。)を日本語で記載した意向表明書(以下、「意向表明書」といいます。)を、当社の定める書式により提出することを求めます。

- ① 意向表明書が大規模買付ルールに基づく意向表明書として提出されるものであること
- ② 大規模買付者は、大規模買付ルールを遵守し、当社取締役会による検討期間(後記第4項において定義される。)が終了するまでの間、又は株主意思確認総会が開催される場合には、株主意思確認総会において大規模買付対抗措置の発動の是非について決議がなされるまでの間、大規模買付行為を停止すること
- ③ 独立委員会の勧告を踏まえ、当社取締役会において対抗措置の発動が決議された場合、又は株主意思確認総会において対抗措置の発動が決議された場合、大規模買付者は大規模買付行為に関する提案の撤回を真摯に検討すること

- ④ 当社が必要と判断する場合に、後記第4項に定める大規模買付者による提案の概要等の開示に先立ち、大規模買付者から意向表明書が提出された事実、その他大規模買付行為に関する情報につき当社が適切な情報開示を行うことに同意していること
- ⑤ 大規模買付者は、株式取引市場において混乱が生ずることを回避するため、当社取締役会が後記第4項に定める大規模買付者による提案の概要等の開示を行う時点、又はこれに先立ち当社が大規模買付行為に関する情報開示を行う時点のいずれか早い時点までの間、大規模買付行為に関する一切の情報を秘密として保持すること（ただし、法令等で開示を義務付けられたものを除く。）

(2) 必要情報リストの交付

当社は、大規模買付者に対し、株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下、「必要情報」といいます。）の日本語で記載された書面による提供を求めます。当社取締役会は、大規模買付者に対し、意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただく必要情報のリストを当該大規模買付者に対して交付します。必要情報の一般的項目については、以下のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループの概要（沿革、役員構成、主要業務、主要株主、グループ組織図、直近3カ年の有価証券報告書又はこれに相当する書面、連結財務諸表を含む。）
- ② 大規模買付行為の目的及び具体的内容（買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性等を含む。）
- ③ 大規模買付者の株券等保有割合及び保有株券等の数
- ④ 大規模買付行為における当社株券等の取得価格の算定根拠、取得資金の裏付け、並びに資金調達の具体的内容及び条件
- ⑤ 大規模買付者が当社の経営権を取得した場合における当社及び当社グループの経営方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、経営権取得後3カ年の経営・財務諸表の目標数値及び算出根拠、並びに役員候補者及びその略歴
- ⑥ 大規模買付者と当社の主要取引先との間の従前の取引関係及び競合関係
- ⑦ 大規模買付行為実行後における、大規模買付者のグループ内における当社の役割
- ⑧ 当社の消費者、主要取引先、従業員、地域社会その他の当社の利害関係者との関係において、大規模買付行為実行後に予定する変更の内容
- ⑨ 現金以外の対価をもって大規模買付行為を行う場合における対価の価額に関する情報

⑩ 大規模買付者が提供する必要情報を記載した書面の記載内容が重要な点において真実かつ正確であり、重要な事実につき誤解を生ぜしめる記載又は記載の欠落を含まない旨の、代表者による宣誓

3 大規模買付者に対する追加情報等の請求及び大規模買付者との協議

大規模買付者から意向表明書及び必要情報の提出を受けた場合、当社取締役会は、速やかに意向表明書及び必要情報を独立委員会に提供するとともに、その内容を精査し、提出された意向表明書又は必要情報が不十分であると判断した場合には、独立委員会の勧告を考慮した上で、大規模買付者に対して、合理的な期限を定めて（最初に必要情報を受領した日から起算して60日を上限とします。）意向表明書に記載された誓約文言の追加若しくは修正又は追加情報の提出を求めることができるものとします。

また、当社取締役会は、当社が必要かつ有益と判断する場合、大規模買付者との間で、大規模買付行為に関する提案の条件について協議することができるものとします。

当社取締役会は、大規模買付者から提供を受けた追加情報並びに大規模買付者との協議の状況及び結果を、独立委員会に対して速やかに提供します。

なお、大規模買付者が提出した意向表明書及び必要情報は、株主の皆様の判断に必要なかつ適切と認められる範囲において、必要かつ適切と認められる時点で開示いたします。

4 大規模買付行為に関する提案の開示、検討及び協議等

当社取締役会は、独立委員会の勧告を踏まえ、大規模買付者からの意向表明書及び必要情報の提供が完了したと判断し、かつ株主の皆様の判断のために必要と認める場合には、当社取締役会が相当と判断する時点において大規模買付者による提案の概要、以下に定める検討期間の開始日及び終了日、その他当社取締役会が相当と認める事項を株主の皆様に開示します。

当社取締役会は、上記開示日を開始日とし、大規模買付行為が当社株券等のすべてを現金（日本円）のみを対価として行う公開買付けである場合には開始日から60日間、大規模買付行為がこれ以外の行為である場合には開始日から90日間を検討期間（以下、「検討期間」といいます。）として、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から、大規模買付者から提出を受けた必要情報の内容を十分に検討し、大規模買付者の提案に対する当社取締役会としての意見を慎重に取り纏めるものとします。

また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉及び協議を行うとともに、当社取締役会として、独立委員会及び株主の皆様に対し、当社の事業及び経営の方針等についての代替案を提示することができます。

なお、当社取締役会は、上記の検討及び協議にあたり、当社の費用で必要に応じて独立した第三者（フィナンシャルアドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント、その他の専門家を含みます。以下、総称して「アドバイザー等」といいます。）の助言を求めることができるものとします。

当社取締役会は、検討期間内に大規模買付行為に対する意見を取り纏めるに至らない場合には、独立委員会が合理的と認める期間内（原則として30日を上限とします。）にわたり検討期間を延長することができるものとします。ただし、検討期間の合計は120日を超えないものとします。なお、延長を決議した場合には、速やかに具体的な延長期間及び当該延長の理由を開示するものとします。

5 大規模買付行為に関する提案の修正及び撤回

大規模買付者が意向表明書又は必要情報に記載された大規模買付行為に関する事項について重要な修正・変更を提案した場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告を踏まえ、当該変更が、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものと判断する場合には、大規模買付ルールに基づく従前の手続を継続します。

他方、当社取締役会が、独立委員会の勧告を踏まえ、前記の重要な修正・変更の提案が、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものと判断できない場合には、従前の提案内容に関する従前の手続を中止します。この場合、大規模買付者が修正・変更後の提案について新たな意向表明書を提出したときは、当社取締役会は、これを新たな大規模買付行為に関する提案として取り扱い、大規模買付ルールに基づく手続を新たに開始するものとします。

6 独立委員会による勧告

当社取締役会は、大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置します。

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役・社外監査役の中から選任します。

当社取締役会は、必要情報並びに当社取締役会による必要情報の評価、分析結果及び代替案等を独立委員会に提供します。独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、当社取締役会から受領した必要情報、これに対する当社取締役会による評価、分析結果及び代替案等を参考にし、①大規模買付者が提供する情報が十分なものであるか、②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか、③検討期間の延長について必要性及び相当性が認められるか、④大規模買付者による提案の修正・変更が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものか、⑤対抗措置の発動要件が満たされるか、⑥対抗措置を発動すべきか否か、⑦対抗措置の発動にあたって株主意思確認総会を招集するべきか否か、⑧対抗措置の発動の中止又は変更について必要性及び相当性が認められるかについて、適時に当社取締役会に対して勧告を行います。

なお、独立委員会は、上記の検討及び協議にあたり、当社の費用で必要に応じて当社取締役会から独立した第三者（フィナンシャルアドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント、その他の専門家を含みます。）の助言を求めることができるものとします。

また、独立委員会は、当社取締役会から受領した必要情報の内容が不十分であると判断した場合は、合理的な期限を定めて、大規模買付者に対し、直接又は当社取締役会を通じて、大規模買付者、必要情報、その他大規模買付行為に関する追加情報を提供できるよう求めることができるものとします。さらに、独立委員会は、当社取締役会による必要情報の評価、分析結果又は代替案等の内容が不十分であると判断した場合には、当社取締役会に対して、追加情報や追加資料の提供を求めることができるものとします。

当社取締役会は、株主の皆様の判断に必要なかつ適切と認められる範囲において、必要かつ適切と認められる時点で、独立委員会の勧告の内容を開示するものとし、また、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を取り纏めて株主の皆様に開示するものとします。

7 対抗措置の発動

(1) 対抗措置の内容

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為を行った場合等、大規模買付ルールを遵守しない場合、又は後記(2)に述べる一定の対抗措置の発動の要件を満たす場合は、新株予約権の無償割当て等の対抗措置の発動を決議することができるものとします。

具体的な対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、別紙3に定めるとおりとします。この新株予約権には、大規模買付者及びその特別関係者等は行使できない旨の差別的行使条件を付する場合があります。また、当社は、大規模買付行為への対抗措置として機動的に新株予約権の発行ができるよう、新株予約権の発行登録を行う場合があります。なお、当社は、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定しておりません。

(2) 対抗措置発動の要件

当社取締役会が、具体的な対抗措置の発動を決議することができるのは、次の各号に定める要件を具備する場合に限るものとします。

① 大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が意向表明書を当社取締役会に提出せず、又はその他大規模買付ルールに定める十分な情報提供を行うことなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が当社取締役会の検討期間が経過する前に又は株主意思確認総会が開催される場合には株主意思確認総会において大規模買付対抗措置の発動の是非について決議がなされる前に大規模買付行為を行った場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合で、当社取締役会が大規模買付ルールを遵守するよう書面にて要請したにもかかわらず、速やかに違反状態が是正されない場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動を決議することができるものとします。

② 大規模買付ルールを遵守している場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守している場合、当社取締役会が、意向表明書及び必要情報の内容を検討・評価した結果、当該大規模買付行為に対し反対の意見を有するに至った場合であっても、当該大規模買付行為につき反対意見を表明し、代替案を提示することにとどめて、原則として対抗措置の発動を決議しないものとします。大規模買付行為の提案に応じるか否かは、当社の株主の皆様において、当該大規模買付行為に関する必要情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当社取締役会が、検討期間内において、必要情報及び独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大規模買付者の大規模買付行為によって、当社の企業価値及び株主共同の利益が著しく毀損されるおそれがあるものと判断したときは、当社取締役会は、相当な対抗措置の発動を決議することができるものとします。

具体的には、次の各号のいずれかの類型に該当する場合には、原則として、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれのある大規模買付行為に該当するものと考えます。

- a 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買付を行っているとは判断される場合（いわゆるグリーンメーラー）
- b 当社の経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株券等の買付を行っているとは判断される場合
- c 当社の経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株券等の買付を行っているとは判断される場合
- d 当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で当社株券等の買付を行っているとは判断される場合
- e 大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うこと）等、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合（ただし、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではない。）
- f 大規模買付者による大規模買付行為の実行後における消費者、従業員その他の利害関係者の処遇方針等により、当社の株主の皆様はもとより、消費者、取引先、従業員、その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値及び株主共同の利益の毀損のおそれ又は当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合
- g 買付の条件（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付実行の実現可能性、買付後における消費者、取引先、当社従業員、その他利害関係者の処遇方針等を含む。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付であると合理的な根拠をもって判断される場合

(3) 対抗措置発動の手続

当社取締役会は、具体的な対抗措置の発動を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会の勧告を最大限尊重し、また、アドバイザー等の意見も考慮するものとします。

当社取締役会が対抗措置の発動に関する決議を行った場合には、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が相当と認める事項を株主の皆様の開示します。

また、当社取締役会は、大規模買付行為の内容、時間的余裕等の諸般の事情を考慮した上、株主の皆様のご意思を確認することが実務上可能であり、かつ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らして、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合には、速やかに株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくものとします。なお、当該判断を行うにあたっては、独立委員会が株主意思確認総会を招集することを勧告した場合には当該勧告を最大限に尊重するものとします。また、当社は、株主意思確認総会を招集する場合には、株主意思確認総会を招集する旨その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

株主意思確認総会を開催する際には、速やかに当該株主意思確認総会において議決権を行使できる株主の皆様を確定するための基準日を定め、会社法の定めに従い、当該基準日の2週間前までに公告を行うものとします。当該株主意思確認総会において議決権を行使することができる株主の皆様は、当該基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様とします。なお、株主意思確認総会の決議は、法令又は当社の定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の皆様の議決権の過半数をもって行うものとします。

株主意思確認総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従うものとします。

大規模買付者は、当社取締役会による検討期間が終了するまでの間、又は株主意思確認総会が開催される場合には、株主意思確認総会において大規模買付対抗措置の発動の是非について決議がなされるまでの間、大規模買付行為を開始することはできないものとします。

なお、当社取締役会又は株主意思確認総会において対抗措置の発動が決議された後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合等、当社取締役会において対抗措置の発動が適切でないと判断する場合には、独立委員会の勧告及びアドバイザー等の意見を踏まえた上で、対抗措置の発動の中止又は変更（対抗措置として新株予約権の無償割当ての実行を決議した場合の当該無償割当ての中止、新株予約権の無償割当ての実行後における当該新株予約権の無償取得等を含みますが、これに限定されません。）を行うことができるものとします。

(4) 大規模買付行為に関する提案の撤回の申し入れ

当社取締役会又は株主意思確認総会において対抗措置の発動が決議された場合、当社取締役会は、大規模買付者に対して、必要情報に記載された大規模買付行為に関する提案を撤回するよう申し入れます。

大規模買付者は、かかる撤回の申し入れを真摯に検討するものとします。

8 本対応策の有効期間、廃止及び変更

本対応策の発行及び有効期間は、本定時株主総会の終結の時から平成31年6月開催予定の平成31年3月期に関する当社の定時株主総会の終結の時までとします。ただし、当社取締役会は、本定時株主総会において、株主の皆様の意思を確認するために本対応策の承認を議案として提出するものとし、これについて株主の皆様の賛同が得られなかった場合には、その時点で本対応策は廃止されるものとします。

また、上記の有効期間満了時に大規模買付者が出現している場合には、本対応策は、当該時点において当該大規模買付者が企図する大規模買付行為に対して合理的な措置をとる範囲内で、なお効力を有するものとします。

本対応策は、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、当該決議の時点をもって廃止されるものとします。

当社取締役会は、今後の法令の改正、司法判断の動向、当社が上場する金融商品取引所その他の公的機関の見解等を踏まえ、本対応策の変更が望ましいものと判断した場合には、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のために、本対応策を変更することができるものとします。

第6 本対応策の合理性について

1 買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること

本対応策は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則（①企業価値・株主共同の利益を確保・向上するものであること、②事前に開示し、株主意思に依拠したものであること、及び③必要性、相当性を備えるものであること）を充足しています。また、本対応策は、経済産業省企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コー

ド」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」を踏まえた内容となっております。

2 企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本対応策は、株主の皆様をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社の企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するために、大規模買付者が従うべきルール、並びに当社が発動しうる対抗措置の要件及び内容を予め設定するものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

また、大規模買付ルールの内容並びに対抗措置の内容及び発動要件は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という目的に照らして合理的であり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

3 本対応策について継続的な開示を行うこと

当社取締役会は、関係法令の整備、他社の動向等を踏まえ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、本対応策について随時見直しを行うこととしており、本対応策につき内容の修正、変更又は廃止等を行った場合には、これらについて、速やかに株主の皆様を開示します。

4 株主意思が反映されていること

本対応策は、本定時株主総会において議案として提出し、株主の皆様のご賛同が得られなかった場合には、その時点で廃止されるものとします。また、本対応策にはその有効期間を3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつその有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応策は当該時点で廃止されるものとしますので、株主の皆様のご意向に従い廃止することが可能です。

5 取締役会の判断の客観性・合理性が確保されていること

本対応策においては、対抗措置の発動等に際して、取締役の恣意的判断を排除し、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から客観的に適切な判断を行うための諮問機関として独立委員会を設置することとしております。独立委員は、厳格な基準の下で選任され（別紙1の「独立委員会の構成及び選任基準等」をご参照ください。）、また、独立委員を解任

するには当社取締役会において出席取締役の3分の2以上の賛成によらなければなりませんので（上記別紙1をご参照ください。）、当社取締役会の恣意的な判断を遮断する高度な独立性、公平性が確保されております。また、独立委員会は、大規模買付者が出現した場合、当社の費用負担において、必要に応じて当社取締役会から独立した第三者（フィナンシャルアドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント、その他の専門家を含みます。）の助言を受けることができますので、独立委員会の実質的な判断の独立性、公平性、中立性及び客観性も担保されております。当社取締役会は、対抗措置の発動等の決定に先立ち、独立委員会の勧告を得る必要があり、また当社取締役会にかかる独立委員会の勧告を最大限尊重しなければなりませんので、これにより、当社取締役会による恣意的判断が排除されることとなります。

6 デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

本対応策は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会によりいつでも廃止することができますので、大規模買付者は、自己が指名し、株主総会で選任された取締役によって構成される当社取締役会の決議により、本対応策を廃止することができます。この意味において、本対応策は、当社取締役会の構成員の過半数を交代させた場合でも買収防衛策の発動を阻止できないデッドハンド型買収防衛策には当たりません。また、当社取締役の任期は1年とされているため、本対応策は、取締役の交替を一度に行うことができず、買収防衛策の発動を阻止することが困難なスローハンド型買収防衛策にも該当しません。

第7 大規模買付ルールが株主及び投資家の皆様に及ぼす影響について

1 大規模買付ルールが株主及び投資家の皆様に及ぼす影響

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、株主及び投資家の皆様の法的権利又は経済的利益に影響を及ぼすものではありません。

大規模買付ルールは、当社の株主の皆様をして、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能ならしめるものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものと考えます。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより、大規模買付行為に対する当社の対応が異なる可能性がありますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

2 対抗措置の発動が株主及び投資家の皆様に及ぼす影響等

対抗措置を発動した場合でも、大規模買付者の法的権利又は経済的利益に損失が生じる可能性があります。それ以外の株主の皆様は法的権利又は経済的利益に格別の損失が生じることは想定しておりません。当社取締役会が対抗措置の発動を決議した場合は、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従って、適時に適切な開示を行います。

対抗措置として株主の皆様に対する新株予約権の無償割当てが行われる場合は、当社取締役会が決定し公告する基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、申込のしるし等を要することなく、その所有株式数に応じて新株予約権が割当てられます。また、新株予約権の行使に際しては、株主の皆様には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があり、かかる手続を行わない場合は、当該株主の皆様の1株当たりの株式価値が希釈化することになります。ただし、当社が新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することができるのと取得条項が定められた場合において、当社が取得の手続を取ったときは、取得の対象となる新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭を払い込むことなく当社株式を受領することになります（なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、大規模買付者及び特別関係者等にあたらないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）。

また、当社取締役会は、上記第5第7項(3)に従い、対抗措置の発動の中止又は変更として、新株予約権の無償割当ての中止又は新株予約権の無償割当ての実行後における当該新株予約権の無償取得を行うことがあります。この場合、新たな株式の発行は行われず、当社株式1株当たりの株式価値の希釈化は生じないこととなります。したがって、新たに株式が発行されることを前提として変動した取引価格にて売買を行った投資家の皆様は、株価変動により相応の損害を被る可能性があります。

なお、割当て方法、名義書換の方法、行使の方法、払込みの方法及び当社による取得の方法等の詳細につきましては、対抗措置発動の当社取締役会決議後、株主の皆様に対し、相当な方法によってお知らせいたします。

以上

別紙1 独立委員会の構成及び選任基準等

1. 対抗措置発動の運用に際し、当社取締役会の恣意的判断を排除し、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役・社外監査役の中から下記8の基準を満たす社外取締役、社外監査役によって構成される委員会（以下、「独立委員会」といいます。）を設置する。
2. 独立委員会は、3名以上の構成員（以下、「独立委員」といいます。）で構成される。
3. 独立委員の選任及び解任は、当社取締役会の決議によってこれを決定する。ただし、当社取締役会による独立委員の解任決議は、出席取締役の3分の2以上の賛成による。
4. 独立委員会の決議は、独立委員の過半数が出席する会議において、出席者の過半数が賛成する場合に、可決される。
5. 上記3及び4の決議において、議案に関し利害関係を有する独立委員は、決議に参加できず、またその数は定足数より控除される。
6. 独立委員会は、必要に応じて、当社の費用負担において、当社取締役会から独立した第三者（フィナンシャルアドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント、その他の専門家を含みます。）に助言を求めることができる。
7. 当社取締役会は、独立委員会から勧告等を受けた場合には、その内容を最大限尊重する。
8. 独立委員の選任基準

当社取締役会は、独立委員を、以下に定めるすべての基準を満たす社外取締役、社外監査役の中から選任する。

- (1) 現在及び過去において、当社又は当社の子会社の業務を行う取締役、執行役、従業員、若しくは監査役、又はこれらの者の親族（「親族」とは、民法第725条に定める親族を意味し、以下同様とします。）ではないこと（ただし、当社の社外取締役及び社外監査役は除きます。）
- (2) 主要な取引先の取締役、執行役若しくは従業員、又はこれらの者の親族ではないこと（「主要な取引先」とは、過去5年間の当社の連結売上高の平均の2%を超える金額の取引を、当社との間で行う取引先（仕入先等を含むが、これに限らない。）を意味し、以下同様とします。）
- (3) 当社及び主要な取引先の外部アドバイザー又はその親族ではないこと
- (4) 当社の代表取締役が取締役を兼任している会社の取締役、執行役、従業員若しくは外部アドバイザー、又はこれらの者の親族ではないこと

以上

別紙2 独立委員会の委員の氏名及び略歴

向井千杉 (むかい ちすぎ)

昭和22年生まれ

昭和50年 4月 東京地方裁判所判事補

昭和62年 4月 名古屋地方裁判所判事 (名古屋高等裁判所判事事務代行)

平成元年 4月 弁護士登録 西綜合法律事務所 (現在に至る)

平成13年 4月 東京家庭裁判所調停委員

平成19年10月 中央建設工事紛争審査会 (国土交通省) 特別委員 (現在に至る)

平成27年 6月 当社監査役 (現在に至る) ・ 独立役員 (現在に至る)

(新任)

石倉洋子 (いしくら ようこ)

昭和24年生まれ

昭和60年 7月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク日本支社マネージャー

平成12年 4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授

平成16年 4月 日本郵政公社社外理事 (非常勤)

平成17年10月 日本学術会議副会長

平成18年 6月 株式会社商船三井取締役

平成22年 6月 当社取締役 (現在に至る) ・ 独立役員 (現在に至る)

富士通株式会社取締役

平成23年 4月 慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授

平成24年 4月 一橋大学名誉教授 (現在に至る)

平成24年 6月 ライフネット生命保険株式会社取締役 (現在に至る)

平成26年 6月 双日株式会社取締役 (現在に至る)

平成27年 6月 株式会社資生堂取締役 (現在に至る)

(新任)

軽部 征夫 (かるべ いさお)

昭和17年生まれ

昭和47年 8月 アメリカ・イリノイ大学食品科学科 (博士研究員)

昭和55年 7月 東京工業大学資源化学研究所助教授

昭和60年 2月 同 教授

昭和63年 4月 東京大学先端科学技術研究センター教授

平成11年 4月 東京大学国際産学共同研究センター長
東京大学先端科学技術研究センター教授 (併任)

平成13年 4月 東京大学国際産学共同研究センター教授
東京大学先端科学技術研究センター教授 (併任)

平成14年 4月 東京工科大学片柳研究所教授
独立行政法人産業技術総合研究所
先端バイオエレクトロニクス研究ラボ長

平成15年 4月 東京工科大学バイオニクス学部長

平成15年 8月 独立行政法人産業技術総合研究所
バイオニクス研究センター長

平成17年 4月 東京工科大学副学長

平成20年 6月 東京工科大学学長 (現在に至る)

平成21年 4月 独立行政法人産業技術総合研究所
連携研究体バイオ技術産業化センター連携研究体長

平成27年 6月 当社取締役 (現在に至る) ・ 独立役員 (現在に至る)

以 上

上記各独立委員予定者と当社の間には特別な利害関係はありません。

なお、社外監査役向井干杉氏、社外取締役石倉洋子氏・軽部征夫氏は上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

別紙3 新株予約権の無償割当てを行う場合の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその割当条件
当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除きます。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 割り当てる新株予約権の総数
割り当てる新株予約権の総数は、当社取締役会が当該新株予約権の無償割当てに関する決議において別途定める数とする。当社取締役会は、割り当てる新株予約権の総数を超えない範囲で、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。
4. 新株予約権の払込金額
無償とする。
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。
6. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
7. 新株予約権の行使期間、行使条件及び取得条項等
新株予約権の行使期間、行使条件（大規模買付者及びその特別関係者若しくは共同保有者並びに大規模買付者のために当社株式又は新株予約権を保有する者（以下、「非適格者」という。）による権利行使は認められない旨の差別的行使条件を付すことがあり得る。）、取得条項（非適格者か否かにより取得の有無等の取扱いが異なる可能性がある。）、その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。但し、新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定しておりません。
8. 新株予約権証券
新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとする。

以上

株主総会 会場ご案内図

会場



大阪市中央区城見一丁目
4番1号
ホテルニューオータニ大阪
2階「鳳凰の間」

TEL : 06-6941-1111 (代表)

交通のご案内

- JR大阪環状線 大阪城公園駅下車 約5分
- 地下鉄長堀鶴見緑地線
大阪ビジネスパーク駅下車 約5分
- JR大阪環状線・東西線、地下鉄長堀鶴見
緑地線、京阪線 京橋駅下車 約10分

- 京橋駅から
- 大阪城公園駅から
- 大阪ビジネスパーク駅から

当日は、会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

